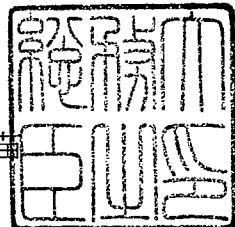


写

総行行第183号
令和2年7月28日

大阪市長 松井一郎 殿
大阪府知事 吉村洋文 殿

総務大臣 高市早苗



大都市地域における特別区の設置に関する法律第5条第2項に基づく協議
について（回答）

大都市地域における特別区の設置に関する法律（平成24年法律第80号）
第5条第2項に基づき、令和2年6月23日付け府副第1017号及び大副第
8号において協議のありました特別区設置協定書（案）のうち、同条第1項第
5号及び第6号に掲げる事項（特別区とこれを包括する道府県の事務の分担、
税源の配分及び財政の調整に関する事項）については、特段の意見はありませ
ん。

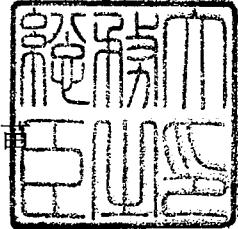
写

総行行第182号
令和2年7月28日

大阪府・大阪市
大都市制度（特別区設置）協議会会長

今井 豊 殿

総務大臣 高市早苗



大都市地域における特別区の設置に関する法律第5条第5項に基づく意見

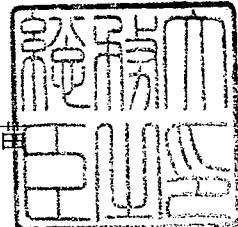
大都市地域における特別区の設置に関する法律（平成24年法律第80号）
第5条第4項に基づき、令和2年6月23日付け大副制第1号において報告の
ありました特別区設置協定書（案）については、同条第5項の規定に基づき、
その内容について検討したところ、特段の意見はありません。

写

總行行第182号
令和2年7月28日

大阪府知事 吉村 洋文 殿

総務大臣 高市早苗



大都市地域における特別区の設置に関する法律第5条第5項に基づく意見

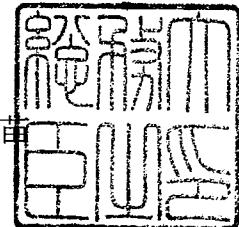
大都市地域における特別区の設置に関する法律（平成24年法律第80号）
第5条第4項に基づき、令和2年6月23日付け大副制第1号において報告の
ありました特別区設置協定書（案）については、同条第5項の規定に基づき、
その内容について検討したところ、特段の意見はありません。

写

総行行第182号
令和2年7月28日

大阪市長 松井一郎 殿

総務大臣 高市早苗



大都市地域における特別区の設置に関する法律第5条第5項に基づく意見

大都市地域における特別区の設置に関する法律（平成24年法律第80号）
第5条第4項に基づき、令和2年6月23日付け大副制第1号において報告の
ありました特別区設置協定書（案）については、同条第5項の規定に基づき、
その内容について検討したところ、特段の意見はありません。